（促進区域内海域における制限行為で許可を要しない行為）

第三条　法第十条第一項ただし書の政令で定める行為は、海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理のために行う行為とする。

（促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為）

第四条　法第十条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為

二　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄

（占用の期間）

第五条　法第十条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる占用の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　容易に移転し、又は撤去することができる構造の施設又は工作物による占用　五年

二　法第十九条第一項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用　三十年

三　前二号に掲げるもの以外の占用　十年

（権限の委任）

第六条　法第十条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項から第七項まで、第二十三条第一項、第二十四条第一項から第七項まで、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十六条第一項から第三項までの規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、法第二十四条第一項から第七項まで並びに第二十五条第一項及び第二項の規定による権限にあっては、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（法附則第二条の政令で定める日）

2　法附則第二条の政令で定める日は、法の施行後最初に法第十六条の規定により経済産業大臣が選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格及び調達期間を告示した日又は平成三十二年十二月六日のいずれか早い日とする。

（国土交通省組織令の一部改正）

3　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百六十二条中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の施行に関する事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること。

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十七号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十一億二千万円」を「十一億円」に改める。

第二条中「九千百一億千百四十一万八千円」を「九千三百二十七億四千八百七十四万五千円」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十八号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4　第一条の三第一項の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第一号中「六十五歳の者」とあるのは、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間においては「平成三十一年三月三十一日において百歳以上の者及び同年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる者」と、同年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間においては「六十五歳、七十歳、七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳又は百歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三